

審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第10条の2第5項
処分の概要：認定証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第26条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問合せ先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備考：